

大規模災害時には「罹災証明」を発行します

1. まずは、証明の提出を求めている依頼元（保険会社など）によくご相談ください。

自然災害により家屋に被害が出た場合の保険金請求や共済金請求には、市の発行する「罹災証明」や「罹災届出証明」を必要としないことが多いため、ご加入の保険・共済に確認してください。

2. 証明が必要な場合の申請窓口

被災した対象物	担当窓口	災害の種類	備考	証明の種類
住家 (現実に居住のため 使用している建物)	税務課	大規模災害	市職員などの被害調査後に発行されます。	罹災証明
店舗・事務所、 動産		大規模災害 に至らない 風水害	被災場所(地図)、被災写真などをご準備して申請してください。	罹災届出証明
園芸用ハウス・ 農業施設	農林水産課	大規模災害 に至らない 風水害	用途や設備の種類などを担当課にご相談ください。	罹災届出証明

※大規模災害(災害救助法などが適用される災害)かどうかは「危機管理課」へお問い合わせください。
その他申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ／税 務 課 ☎088-880-6554 農林水産課 ☎088-880-6559
危機管理課 ☎088-880-6575



事業者の皆様へ 消防計画作成届出など
火災予防の手続には

ぴったりサービスの
電子申請が便利です



いつでも

24時間365日、時間を問わず申請ができます。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請ができます。

簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、間違いのない申請ができます。
今回の申請情報を保存すると、次回申請時にその情報を利用できます。

手続きの
内容はこちら⇒



——— ぴったりサービスとは ———

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスです。



マイナポータル

ぴったりサービスへの
アクセスはこちら⇒



■問い合わせ／南国市消防本部予防課 ☎088-863-3511

建物用

宅地用



ご存じですか？
被災した宅地や建物の危険度を
知らせる目印です

熊本地震では、約19,000件(宅地)の判定が行われました

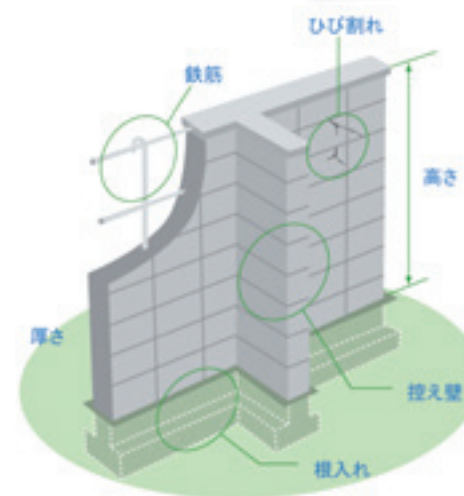
大規模地震や大雨などで被災した場合に、被災した宅地や建物の危険度を判定し、二次被害の軽減・防止を図る制度があります。

判定結果は、それぞれ3種類のステッカーを見えやすいところに貼り付けて表示します。

被災後の調査の際は、ご協力をよろしくお願いします。

※他にも罹災証明書を発行するための調査や、建物の復旧対策を検討するための調査があります。

ブロック塀を点検しましょう



□塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。

□塀の厚さは 10cm 以上か。
(塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15cm 以上)

□塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか。

□コンクリートの基礎があるか。

□塀に傾き、ひび割れはないか。

□塀に鉄筋は入っているか。

まずは外観で点検し、一つでも不適合がある場合は、専門業者に相談しましょう。危険性が確認された場合は、速やかに付近通行者への注意表示、補修、撤去などの対応をお願いします。

なお、避難路に面した危険性のあるブロック塀の撤去などには、補助制度があります。詳しくはお問い合わせください。

住宅の耐震補強に **補助金** があります！

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅(戸建て、長屋および共同住宅など)

申込先 住宅のある市町村

申請者 対象住宅の所有者

耐震診断

無料

耐震設計

32.4万円

耐震改修

100万円
市内業者+5万円

ブロック塀
安全対策

最大40万円



三男:老朽住宅撤却のジョー 次男:耐震改修の次郎ちゃん
長男:耐震改修の次郎ちゃん

■問い合わせ／住宅課建築係 ☎088-880-6558

南国市 耐震 検索